



Meiho Facility Works Ltd.

Architecture, Interiors, Planning, IT, M&E Engineering, Project Management

第42期 定時株主総会 招集ご通知

開催日時

2022年6月24日（金曜日）午前10時

開場：午前9時30分

開催場所

東京都千代田区平河町二丁目7番9号

J A 共済ビル1F

カンファレンスホール

議 案

第1号議案 定款一部変更の件

第2号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)4名選任の件

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

目 次

第42期定時株主総会招集ご通知……………	2
(添付書類)	
事業報告……………	3
計算書類……………	26
監査報告……………	36
株主総会参考書類……………	40

※新型コロナウイルスに関するお知らせを1ページに記載しております。

株主総会にご出席いただけない場合

書面（郵送）により議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

議決権行使期限

2022年6月23日（木曜日）午後5時15分まで

<新型コロナウイルス感染症対策に関するお知らせ>

第42期定時株主総会を開催するにあたり、誠に恐縮ではございますが、株主様におかれましては以下のことをお願いいたしたく存じます。

- 株主様の感染リスクを避けるため、書面による議決権の事前行使をご推奨申し上げます。
- 株主総会へご出席を検討されている株主様は、当日までの健康状態にご留意いただき、ご高齢の方や基礎疾患がある方などは、株主総会へのご出席を見合わせることもご検討ください。
- ご出席いただける株主様におかれましては、検温などによりご自身の体調をお確かめいただき、かつマスク着用などの感染予防の措置にご配慮いただいたうえ、ご来場賜りますようお願い申し上げます。
- 会場受付にて検温・手指のアルコール消毒を実施させていただく場合がありますので、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。また、上記の対応により、他の株主様への感染予防のために、入場の制限などの措置を講じさせていただく場合がございます。
- 当日ご出席の株主様へのお土産をご用意しておりません。
- ソーシャルディスタンス（社会的距離）を確保するため前後左右に余裕を持った座席配置といたします。そのため、ご来場されても充分なお席が確保できない可能性がございます。万が一お席がご用意できない場合、何卒ご容赦いただきますようお願い申し上げます。
- 感染症の予防措置として、運営スタッフもマスクを着用させていただきますので、ご理解くださいますようお願い申し上げます。
- 今後の状況により、株主総会の運営に大きな変更が生ずる場合には、以下の当社ウェブサイトにてお知らせいたします。

当社ウェブサイト：<https://www.meiho.co.jp/>

なお、当社といたしましては、現時点での感染状況が一日も早く収束し、以上の態勢をとることなく株主総会運営に専心できることを心より望んでおります。

株主各位

東京都千代田区平河町二丁目7番9号
明豊ファシリティワークス株式会社
代表取締役社長 大貫 美

第42期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第42期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、総会前日の当社営業時間終了時（2022年6月23日（木曜日）午後5時15分）までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 日 時 2022年6月24日（金曜日）午前10時（開場9：30）
2. 場 所 東京都千代田区平河町二丁目7番9号J A 共済ビル1 F カンファレンスホール
3. 目的事項
報告事項 第42期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）事業報告および計算書類報告の件
決議事項
第1号議案 定款一部変更の件
第2号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)4名選任の件
第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

以 上

- ~~~~~
- ◎ 新型コロナウイルスをはじめとする感染症防止のため、株主総会の運営に大きな変更を生ずる場合は、当社ウェブサイト (<https://www.meiho.co.jp/>) に掲載させていただきます。なお、その他の新型コロナウイルスに関するお知らせを1ページに記載しております。
 - ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。なお、資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎ 株主総会参考書類ならびに事業報告および計算書類に修正が生じた場合は、当社ウェブサイト (<https://www.meiho.co.jp/>) に掲載させていただきます。

事業報告

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当事業年度の日本経済は、新型コロナウイルス感染症のワクチン接種の進展により、経済活動が正常化に向かうことが期待された一方で、新たな変異株の影響による断続的な感染拡大に加え、年度末にはウクライナ情勢の緊迫化、原油価格や物価の高騰、円安など、先行きは依然として不透明な状況で推移しました。

CM（コンストラクション・マネジメント＝発注者支援事業）業界に影響を与える建設投資、設備投資については、公共投資は弱含んで推移し、民間投資においては新型コロナウイルス感染症拡大の影響等で慎重な姿勢が強まる状況となりました。

当社は、経営理念である「フェアネス」と「透明性」に基づき、顧客側に立つプロとして、顧客の建設プロジェクトの目標達成を支援しております。当社のCM（コンストラクション・マネジメント）は、プロジェクトの早期立ち上げを支援し、品質の適正化・コスト縮減・スケジュール短縮を実現しております。

当事業年度において、顧客における経営課題として、工期短縮やコスト縮減に加え、脱炭素化やSDGs関連（環境共生・BCP・長寿命化等）が新たに建設プロジェクトでも大きく取上げられるようになりました。当社はこのような変化に対応して、当事業年度より、「脱炭素コンストラクション・マネジメントサービス」の専用相談窓口を新たに設け、温室効果ガスの削減や再生可能エネルギー導入を検討している企業や自治体向けに、顧客の保有施設全体の脱炭素化の支援を強化しており、その結果それらに関連する引き合いが増加しております。

このような状況の中、公共分野としては、経済産業省のデジタル行政に対応した本省庁舎執務環境整備に関する業務について3期連続で受託した他、国土交通省の2021年度入札契約改善推進事業の支援事業について8年連続で受託しました。また、市原市（千葉県）、国分寺市（東京都）、宇和島市（愛媛県）、大牟田市（福岡県）や、国立大学法人の東京大学、大阪大学、琉球大学等々における庁舎や施設建設に関するプロポーザルに当社が応募し、発注者支援事業者として選定されました。

民間企業からは、数多くの業種をグループ内に持つ大企業や、大学などの教育機関からの新規引き合い及びリピートオーダーが継続しており、公正な調達環境の構築に基づくコスト削減や工期短縮に加え、プロジェクト早期立上げ支援や事業化支援といった、上流工程からの引き合い案件が中心となっています。

引き続き、メーカーや系列に一切とらわれることなく独立・中立性を保ち、近年になって益々高度な専門性と実践力を求められる顧客要求水準を満たす最適なCM手法で、発注者にCMの価値を提供してまいります。

当社の従業者数（役員等含む。）は、今後の当社の業容拡大、サービス品質向上を目的として当事業年度に15名の採用を決定し、当事業年度末においては前事業年度末から7名増加の243名となりました。引き続き、社員教育による早期戦力化と、更なる優秀な人材の採用に向け取り組んでまいります。

これらの結果、当事業年度の売上高は4,260百万円（前年同期比0.5%増）、売上総利益は2,281百万円（同0.8%減）、営業利益は865百万円（同4.9%減）、経常利益は865百万円（同5.0%減）、当期純利益は606百万円（同2.3%減）となりました。受注粗利益（※1）は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響等で民間企業を中心に顧客における投資判断が慎重になり第3四半期に一時低迷しましたが、第4四半期に巻き返した結果として、前年実績を上回る結果を残すことができました。この受注時期の遅れによる期中のプロジェクト進行分が減少した結果、期中の売上総利益が減少し、営業利益、経常利益、当期純利益は、前年を僅かに下回ることとなりました。

事業のセグメントの業績は次のとおりです。

当社では、次の4つのセグメントを設けておりますが、顧客からの期待に応えられる人材が所属セグメントに縛られることなくマルチにプロジェクトに対応することで、サービス品質の向上と、セグメント間の負荷の調整を両立させ、全体としての業務効率を向上させています。

① オフィス事業

当社のCM手法によるプロジェクト立上げ支援及び、PM（プロジェクト・マネジメント）サービスは、オフィス移転の可否や働き方改革の方向性を検討する構想段階およびビルの選定から引越しまで高度な専門性を有し、ワンストップで支援することが可能であります。当事業年度においては、経済産業省のデジタル行政に対応した本省庁舎執務環境整備において、働き方の可視化やペーパーレス化への取組みと共に執務環境の改装を支援しました。

また民間においても、多くの企業がコロナ禍やアフターコロナを見据えたオフィス再編を模索する中、大企業におけるグループ企業の統廃合、多拠点の集約化、また、大規模な新築ビルの竣工時同時入居プロジェクトなど、「難易度の高いオフィス新・改築案件」に関するサービスを提供しました。

また、当社自身がテレワーク先駆者として総務大臣賞を受賞したことや、コロナ禍においてDX（デジタルトランスフォーメーション）導入に取り組む先進企業としての認知度が高まり、リモート環境整備を含むオフィス再編プロジェクトの引き合いが増加しました。

当事業年度のオフィス事業の売上高は、933百万円（前年同期比10.4%減）となりました。

② CM事業

CM事業は、数多くの地方自治体庁舎や学校を始めとする公共施設において当社のCMサービスが評価されました。地方公共団体では小田原市（神奈川県）の市民ホールや中野区（東京都）の小学校の完成、国立大学における学舎整備事業の実績が増加しております。また民間企業においては、グローバル企業の国内拠点となる大型研究施設、生産工場、商業施設及び私立学校法人施設の再構築や、鉄道会社による日本有数の大規模商業施設及び各地方拠点施設での電気・機械設備更新等の実績を重ね、新規案件が増加しております。

その中で、一般社団法人日本コンストラクション・マネジメント協会が主催する「CM選奨2022」において当社がCM業務を行った「中野区 みなみの小学校他2校校舎新築工事に伴うCM業務」「株式会社資生堂 那須工場新築工事 CM業務」「タカノフーズ株式会社 水戸第三工場新築計画 CM業務」の3件で「CM選奨」を受賞し、6年連続の受賞となりました。

当事業年度のCM事業の売上高は、2,460百万円（前年同期比5.8%増）となりました。

③ CREM事業

大企業や自治体向けを中心に、顧客保有資産の最適化をサポートするCREM（コーポレート・リアルエステート・マネジメント）事業については、当社技術者集団による透明なプロセス（CM手法）とデジタル活用による情報の可視化やデータベース活用によって、多拠点施設同時進行の新築・改修・移転や基幹設備のLCC、脱炭素を考慮した機能最適化更新支援等を効率的に行っております。個別プロジェクト毎の工事コストやスケジュール管理及び保有資産のデータベース化による資産情報の一元管理、多拠点同時進行プロジェクトの一元管理、そして個々のプロジェクトの進捗状況を可視化し、効率的に管理する運用実績をもとに、これまでになかった発注者支援業務として、CMの価値提供を全国に複数の施設や支店等を保有する大企業、金融機関等に提供しております。

当事業年度のCREM事業の売上高は、731百万円（前年同期比11.2%減）となりました。

④ DX（デジタルトランスフォーメーション）支援事業

当事業年度より、新たなセグメントとしてDX支援事業を展開しております。昨今、DX化に取り組む企業や団体が増えている中、働き方改革において働く人が自らのアクティビティを可視化して業務効率改善につなげるシステムMeihoAMS（※2）や、新規建設プロジェクトや施設の維持管理業務の可視化・一元管理等、顧客のDX化を支援するシステムMPS（※3）への関心が高まっております。それらに対して、当社で運用実績が10年以上ある自社開発システムを活用することによって、顧客のDX化（働き方改革）を支援しております。

当事業年度のDX支援事業の売上高は、134百万円（前年同期比177.1%増）となりました。

- ※1 粗利益は、受注高（または売上高）から社内コスト以外の原価（外注費等）を差し引いたもの。
- ※2 MeihoAMS（Meiho Activity Management System）は、個人のアクティビティの可視化・定量化・気づきの確認、そして一人ひとり及び全社での生産性や働き方向上を目的とするマンアワーシステム。
- ※3 MPS（Meiho Project Management System）は、新設プロジェクト管理情報や施設の維持保全に関する情報を可視化することで、効率的なプロジェクトの推進や計画的な維持保全を目的とする、情報の一元管理システム。

(2) 設備投資の状況

当事業年度は、業務効率向上を目的とした設備投資を行ったことにより、総額14百万円の設備投資を実施いたしました。

(3) 資金調達の状況

上記の設備投資は、自己資金により充当いたしました。

(4) 対処すべき課題

CM（コンストラクション・マネジメント）＝発注者支援事業は、この数年の間に様々な公共団体、民間企業のニーズに応え、建設プロジェクトやオフィスづくりに取り組む発注者を支えるサービスとして一定の認知を得たと考えております。しかし社会の変化は常に想定を超え、経済環境は不透明さを増し、急激な資源高、物価上昇、納期遅延等による投資延期や期間の見直しリスク等、多くの発注者は、より困難な課題に直面しています。

短期的な課題として、現在進行中または計画中の建設プロジェクトにおける採算性や工期など事業性の確保、長期的な課題として、所有する建物資産の老朽化に対する低コストで効率的な維持保全方法の確立、更にESGに基づく脱炭素の実現や調達の透明性の担保など、建設及び維持保全における課題は、全ての発注者に共通した社会的、公共的な課題へと変化しています。

これらの社会的リスク増大において、CMへの期待を実感すると共にCMの一層の社会的意義を高める好機であると考えております。一方で、発注者が直面している複雑且つ高度な課題に対して、より具体的で専門性の高いプロの価値で貢献することが求められています。企業価値を一段上に高める時機と捉え、緊張感を新たにし、当社の経営課題とそれに対する取り組み方針を以下のように理解し、対応してまいります。

経営課題：

より高度な発注者支援事業の社会的存在価値と当社の企業価値を向上させるための中長期の成長基盤を確立すること。それを目的として、これからの社会の変化と発注者の課題に対応した顧客本位のCM事業を創造し、同時にそれを実現する当社最大の資産である人の成長と組織能力の向上に向けて人的資本経営の推進に取り組むこと。

取り組み方針：

■社会の変化と発注者の課題に応える、より高度な独自のCM事業創造

- 建設プロジェクトの採算性や工期の確保及び品質における顧客の事業目的の実現
 - ・物価上昇、納期遅延等に関する最新情報の把握、データベース活用、対応実績によるノウハウの蓄積及び全社での知恵の結集による企業としての総合力強化
 - ・顧客のプロジェクト目的を理解した上での、品質向上に対する適切な選択肢の提示と意思決定支援
 - ・顧客の働き方改革実現のためのソフト面のコンサルティング及び当社システム（AMS）を活用した働き方の可視化・定量化支援
 - ※AMSとはActivity Management Systemの略称です
- 当社システム（MPS）の活用で顧客のDX化を支援し、低コストで効率的な維持保全を実現することで、顧客との持続的な関係を構築する
 - ※MPSとはMeiho Project Management Systemの略称です
 - ・課題及び優先順位の可視化による経営判断支援
 - ・維持保全プロセスの可視化による業務の効率化支援
 - ・データ蓄積による将来の経営計画立案支援
- ESGに基づく脱炭素の実現や調達透明性の確保
 - ・当社の建築、設備、DX推進チームによるZEBの導入、省エネ手法及び再生可能エネルギーの選択支援
 - ・MPSを活用した脱炭素化の成果の可視化
 - ・独立資本による発注者と利益相反のない当社独自の公正な調達スキームの提供
- 上記の事業創造により主要顧客と多面的な接点を築き、当社の事業基盤を強固にする
 - ・建設及びオフィスプロジェクトのCM
 - ・働き方改革支援
 - ・維持保全のDX化支援
 - ・ESG（環境課題や透明性）実現支援

■人的資本経営の推進

- 研修制度の定着
 - ・ 全社研修（当社独自の経営戦略、CM実務等）、マネジメント及び新規採用者研修
 - ・ スキルアップや自律的なキャリア形成を促す学習機会の提供
- 組織マネジメント及びOJTの推進
 - ・ リーダー層とメンバーの対話推進、OJTの体系化
- 採用の促進
 - ・ 女性、若手、高い専門性を持つ人材の採用推進
- ダイバーシティ、インクルージョン
 - ・ 多様な人材が活躍できる企業風土を醸成する経営の実践
- ナレッジセンターの活用
 - ・ IT活用によるリーダー層の持つ高度な技術・ノウハウの形式知化
 - ・ 業務の精度向上に不可欠なドキュメントレベルの向上施策
- デジタルな働き方の実践
 - ・ ペーパーレス化とデジタル基盤構築による「いつでも、どこでも」働ける環境の実現
 - ・ AI、RPAを活用した定型業務の効率化

■リスク管理

- コーポレート・ガバナンスの強化とリスク管理体制構築
- 新型コロナウイルス、気候変動、資源高騰等の情勢変化に対する柔軟かつ適時な対応による事業継続

■情報発信

- CM＝発注者支援事業の社会性、公共性に関する認知度向上
- ESG/SDGs 社会的な課題への貢献を軸とした当社の役割に関する情報発信、社会に貢献する経営戦略及び事業の創造

(5) 財産及び損益の状況の推移

区 分	2018年度 第39期	2019年度 第40期	2020年度 第41期	2021年度 (当期)第42期
売 上 高	5,598,521千円	4,353,631千円	4,240,560千円	4,260,273千円
当 期 純 利 益	561,806千円	639,600千円	620,481千円	606,270千円
1株当たり当期純利益	47.27円	52.98円	52.30円	52.99円
総 資 産	5,715,447千円	5,519,596千円	5,504,690千円	5,718,924千円
純 資 産	3,654,515千円	4,127,042千円	3,966,675千円	4,283,727千円
1株当たり純資産額	300.32円	333.97円	343.49円	371.54円

(注) 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数に基づき、1株当たり純資産額は期末発行済株式数に基づき算出しております。

なお、それぞれ自己株式を控除した株式数によって算出しております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

該当事項はありません。

(7) 主要な事業内容 (2022年3月31日現在)

① オフィス事業

コンサルティング(ワークスタイル、文書管理、ファシリティ・マネジメント、セキュリティ、ICT、AV、働く人のアクティビティ調査・分析・定量化)、プロジェクト基本計画策定、オフィス設計・インテリアデザイン及び設備設計、プロジェクト・マネジメント(プロジェクト全般支援、調達支援、コスト査定、施工マネジメント、品質検査、引越しマネジメント)

② CM事業

コンサルティング(開発、新築、改修、遵法、安全性)、プロジェクト基本計画策定、建築及び設備設計・インテリアデザイン、エンジニアリングレポート、調達方針・計画策定、長期修繕計画レポート、プロジェクト・マネジメント(プロジェクト全般支援、調達支援、コスト査定、施工マネジメント、品質検査)、維持保全管理へのデータ提供

③ CREM事業

自社保有の不動産や資産の管理に関する企業の管財業務に対するコンサルティング、建築及び設備設計・インテリアデザイン、エンジニアリングレポート、CREM業務の中央統制実現支援、長期修繕計画レポート、プロジェクト・マネジメント(プロジェクト全般支援、調達支援、コスト査定、施工マネジメント、品質検査)、一部若しくはすべてのアウトソーシング受託、多拠点施設改修PMの一元管理システム提供

④ DX支援事業

働き方改革において働く人が自らのアクティビティを可視化して業務効率改善につなげるシステムMeihoAMS®や、建設プロジェクトや施設の維持管理を可視化・一元管理し顧客のDX化を支援するシステムMPS®の当社開発システムを活用し、顧客のDX実現を支援

(8) 主要な事業所 (2022年3月31日現在)

名 称	所 在 地
本 社	東京都千代田区平河町二丁目7番9号
大 阪 支 店	大阪府大阪市中央区久太郎町三丁目6番8号

(9) 従業員の状況（2022年3月31日現在）

従業員数	前期末比増減
179名	6名増

(注) 従業員数は期末就業人員であり、平均臨時雇用者（57名）は含まれておりません。

(10) 主要な借入先および借入額（2022年3月31日現在）

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項（2022年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 48,000,000株
 (2) 発行済株式の総数 12,775,900株
 （自己株式 741,903株を含む。）
 (3) 株主数 5,350名
 (4) 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
株 式 会 社 サ カ タ ホ ー ル デ ィ ン グ ス	1,431,100株	11.89%
日 本 マ ス タ ー ト ラ ス ト 信 託 銀 行 株 式 会 社 （ 信 託 口 ）	1,043,900株	8.67%
株 式 会 社 日 本 カ ス ト デ ィ 銀 行 （ 信 託 E 口 ）	540,000株	4.49%
明 豊 従 業 員 持 株 会	345,572株	2.87%
坂 田 明	334,700株	2.78%
株 式 会 社 日 本 カ ス ト デ ィ 銀 行 （ 信 託 口 ）	300,800株	2.50%
川 見 興	156,500株	1.30%
松 村 孝 一	155,000株	1.29%
大 貫 美	149,600株	1.24%
伊 秩 滋	138,100株	1.15%

- (注) 1. 持株比率は、自己株式（741,903株）を控除して計算しております。
 2. 持株比率は、株式給付信託（J-ESOP）に係る540,000株を含めて計算しております。

(5) 当事業年度中に当社役員に対して職務執行の対価として交付された株式の状況

役員区分	株式の種類及び数	交付された者の数
取締役（監査等委員を除く。）	当社普通株式（譲渡制限付株式） 25,600株	4名

- (6) その他株式に関する重要な事項
 該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項（2022年3月31日現在）

(1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況

	2016年6月23日 取締役会決議
発行日	2016年7月11日
新株予約権の発行価格	193円
役員の本有状況（注）	690個（3名）
新株予約権の目的となる株式の種類および数	普通株式 69,000株 （新株予約権1個につき100株）
新株予約権の行使時に払い込みをすべき金額	1株当たり1円
新株予約権の行使期間	2016年7月12日から 2056年7月11日まで
新株予約権の行使条件	(1) 新株予約権者は、上記の期間内において、当社の取締役の地位を喪失した日（常勤取締役が非常勤取締役になった場合において、役員としての職務の内容又はその地位が激変したと認められるときは、常勤取締役の地位を喪失した日）の翌日から10日（10日目が休日に当たる場合には翌営業日）を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使できるものとする。
	(2) 新株予約権者が死亡した場合、その者の相続人は、新株予約権を一括してのみ行使することができる。
	(3) その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

（注）社外取締役（監査等委員）は新株予約権を保有しておりません。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として当社使用人等に交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項
該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項（2022年3月31日現在）

(1) 取締役の氏名等

氏名	地位	担当及び重要な兼職の状況
坂田 明	代表取締役会長	
大貫 美	代表取締役社長	CM事業創造本部長兼PM本部長兼ナレッジセンター長
大島 和男	常務取締役	経営企画本部長兼執行役員
村上 富士男	取締役	技師長兼生産技術部長兼執行役員
志賀 徹也	社外取締役 (監査等委員)	NCデザイン&コンサルティング(株) 顧問 一般社団法人CRM協議会 顧問 (株)コーチ・エイ 顧問 PTCジャパン(株) 顧問
小須田 明子	社外取締役 (監査等委員)	在日カナダ商工会議所 名誉顧問
土屋 純	社外取締役 (監査等委員)	(株)Indigo Blue シニアパートナー

- (注) 1. 社外取締役 志賀徹也氏、小須田明子氏及び土屋純氏については、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
2. 当社は、監査等委員会の職務を補助するものとして、監査等委員会事務局を設置し、重要会議への出席を通じて情報収集を行うほか、内部統制システムを通じた組織的監査を実施することにより監査の実効性を確保していることから、常勤の監査等委員を選定しておりません。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当社の社外取締役は、会社法第423条第1項の責任につき、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額をもって、損害賠償責任の限度としております。

(3) 補償契約の内容の概要

該当事項はありません。

(4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社と取締役は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約により、被保険者が負担することになる第三者訴訟、株主代表訴訟及び会社訴訟において発生する争訟費用及び損害賠償金を填補することとしており、当該保険契約の保険料は全額当社が負担しております。

(5) 取締役の報酬等

① 取締役の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

1 基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益とも連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては、各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。

具体的には、業務執行取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬、業績連動報酬等および株式報酬により構成し、監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み、基本報酬のみを支払う。基本報酬は、業績に連動して調整することがある。

2 基本報酬(金銭報酬)の個人別の報酬等の額の決定に関する方針(報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。)

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責に応じて、当社の業績、従業員給与の水準も考慮しながら、総合的に勘案して決定する。

3 業績連動報酬等ならびに非金銭報酬等の内容および額または数の算定方法の決定に関する方針(報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。)

業績連動報酬等は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため業績を反映した報酬とし、各事業年度の経営計画における経常利益の目標値を超過した場合において、当期純利益の達成状況を踏まえて算出された額を、賞与として各役員の仕事・担当業務の取り組み状況等を総合的に勘案して決定し、一定の時期に支給する。

非金銭報酬等は、中長期的なインセンティブの付与及び株主価値の共有を目的として株式報酬を実施し、その額は、当社の業績、各対象取締役の職責の範囲及び人数等諸般の事情を勘案し、決定する。

4 金銭報酬の額、業績連動報酬等の額または非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

業務執行取締役の種類別の報酬割合については、当社の業績、従業員給与の水準も考慮しながら、当社の関連する業種・業態の報酬水準を踏まえ、上位の役位ほど業績連動報酬のウェイトが高まる構成とする。具体的には、当社にとって優秀な社員の確保が最も重要であることから、社員の平均年収を高めた上で、代表取締役社長を100とした場合において、役職に応じて代表取締役会長を83程度、常務取締役を86程度、取締役等を70程度の水準とする基本的なラインを方針として、取締役会において、株主総会で決定された報酬枠の範囲内で協議し、監査等委員である取締役に意見を求めた上で決定する。

取締役の報酬額については、株主総会で決定された報酬枠の範囲内で、指名報酬委員会における諮問答申内容を踏まえて、監査等委員会である取締役にについては、監査等委員会で決定した基準に従い算定し、監査等委員を除く取締役にについては、取締役会にて算定する。

② 取締役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)		対象となる役員の 員数 (人)
		固定報酬	譲渡制限付株式	
取締役 (監査等委員を除く)	101,712	79,201	22,511	5
社外取締役 (監査等委員)	10,710	10,710	—	3
合計	112,422	89,911	22,511	8

- (注) 1. 上記には、2021年6月25日開催の第41期定時株主総会をもって退任した常務取締役1名を含めております。
2. 上記報酬等の額には、2017年6月27日開催の第37期定時株主総会の決議により退職金相当額として付与した譲渡制限付株式を含んでおります(取締役5名に対する報酬としての額合計22,511千円)。
3. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
4. 各取締役(監査等委員を除く)の報酬額は、株主総会で決定された報酬枠の範囲内で、職位別に前期の職務遂行に応じた業績加減を行って算定しています。各監査等委員の報酬は、株主総会で決定された報酬枠の範囲内で、監査等委員会決定した基準に従い算定しております。
5. 取締役(監査等委員を除く)の報酬は、2016年6月23日開催の第36期定時株主総会にて年額150百万円以内(役員員数5名)とし、当該報酬額とは別枠で、取締役に対して、2021年6月25日開催の第41期定時株主総会にて年額60百万円以内の範囲で、ストック・オプションとしての新株予約権(株式報酬型ストック・オプションDタイプ)を割り当てることについて決議いただいております。また、2017年6月27日開催の第37期定時株主総会にて退職金相当額として付与する譲渡制限付株式を年額40百万円以内の範囲で決議いただいております。
6. 社外取締役(監査等委員)の報酬は、2016年6月23日開催の第36期定時株主総会にて年額50百万円以内(役員員数3名)とすることについて決議いただいております。

(6) 社外役員に関する事項

- 1 重要な兼職先である法人等と当社との関係
該当事項はありません。
- 2 主要取引先等特定関係事業者との関係
該当事項はありません。

3 各社外役員の当事業年度における主な活動状況

氏 名	地 位	主な活動状況
志 賀 徹 也	社外取締役	当事業年度開催の取締役会には、18回開催した全てに出席し、質疑応答を積極的に行い、会社の置かれている状況の把握に努めました。また、監査等委員会には、15回開催した全てに出席し、監査等委員としての取組みにつき意見交換を行いました。各会議には、主に経営者としての経験を通じて培った知識・見地から適宜発言を行いました。
小 須 田 明 子	社外取締役	当事業年度開催の取締役会には、18回開催した全てに出席し、質疑応答を積極的に行い、会社の置かれている状況の把握に努めました。また、監査等委員会には、15回開催のうち、14回出席し、監査等委員としての取組みにつき意見交換を行いました。各会議には、主に経営者としての経験を通じて培った知識・見地から適宜発言を行いました。
土 屋 純	社外取締役	当事業年度開催の取締役会には、18回開催した全てに出席し、質疑応答を積極的に行い、会社の置かれている状況の把握に努めました。また、監査等委員会には、15回開催した全てに出席し、監査等委員としての取組みにつき意見交換を行いました。各会議には、主に経営者としての経験を通じて培った知識・見地から適宜発言を行いました。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

監査法人日本橋事務所

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

- | | |
|----------------------------|----------|
| ① 公認会計士法第2条第1項の監査業務の報酬 | 13,350千円 |
| ② 当社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 13,350千円 |

(注) 1.当社監査等委員会は、取締役会、社内関係部署及び会計監査人からの必要な資料の入手や報告の聴取を通じて、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における職務執行状況や報酬見積額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。

2.当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 非監査業務の内容
該当事項はありません。

(4) 責任限定契約の内容の概要
該当事項はありません。

(5) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社は、会計監査人が会社法第340条第1項の各号に定める項目に該当すると判断された場合、監査等委員会による解任のほか、会計監査人が会社法、公認会計士法等の法令違反による懲戒処分又は監督官庁からの処分を受けた場合、その他、会計監査人の監査品質、品質管理体制、独立性、総合的能力等の観点から監査を遂行するに不十分であるなど、会計監査人の変更が必要と認められる場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法及び会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」を確保するため、取締役会において、内部統制システム構築の基本方針を以下のように定め、体制を構築しております。その概要は次の通りであります。

1 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は2016年6月23日付で監査等委員会設置会社に移行し、取締役会の監視・監督機能の強化、権限の譲渡による迅速な意思決定ならびに業務執行による経営の公正性、透明性及び効率性の向上など、コーポレート・ガバナンス体制の強化を図る。

2 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

① 全取締役が法令・定款の遵守を徹底するため、コンプライアンスを定めた倫理規程を作成し、取締役が法令・定款等に違反していることを取締役又は社員等が発見した場合の報告体制として内部通報制度を構築し、コンプライアンスに関連する事態が発生した場合に、その内容・対処案が取締役会、監査等委員会に報告される体制を構築する。

② 全使用人に法令・定款の遵守を徹底するため、コンプライアンスを定めた服務規程を作成し、全使用人が法令・定款等に違反する行為を発見した場合の報告体制としての内部通報制度を構築し、コンプライアンスに関連する事態が発生した場合に、その内容・対処案が取締役会、監査等委員会に報告される体制を構築する。

3 取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

① 取締役の職務の執行に係る情報・文書（以下、「職務執行情報」という。）の取扱いは、当社文書管理規程に従い適切に保存及び管理（廃棄を含む。）の運用を実施し、必要に応じて運用状況の検証、各規程等の見直し等を行う。

② 職務執行情報をデータベース化し、当該各文書等の存否及び保存状況を直ちに検索可能とする体制を構築する。

③ 前2項に係る事務は、経営管理担当取締役が所管する。

4 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

① 当社は、代表取締役社長に直属する部署として、内部監査室を設置する。

② 内部監査室は、定期的に業務監査実施項目及び実施方法を検証し、監査実施項目に遺漏なきよう確認し、必要があれば監査方法の改訂を行う。

③ 内部監査室の監査により法令定款違反その他の事由に基づき損失の危険のある業務執行行為が発見された場合には、発見された危険の内容及びそれがもたらす損失の程度等について直ちに内部監査室長を委員長とするリスク管理委員会を設置する。

- ④ 内部監査室の活動を円滑にするために、プロジェクト管理規程、関連する社内規程（債権管理規程、経理規程等）などの整備を各部署に求め、また内部監査室の存在意義を全使用人に周知徹底し、損失の危険を発見した場合には、直ちに内部監査室に報告するよう指導する。
- 5 取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ① 経営計画のマネジメントについては、経営理念を機軸に毎年策定される年度計画等に基づき各業務執行ラインにおいて目標達成のために活動することとする。また、経営目標が当初の予定通りに進捗しているか業績報告を通じ定期的に検査を行う。
- ② 業務執行のマネジメントについては、取締役会規程により定められている事項及びその付議基準に該当する事項についてはすべて取締役会に付議することを遵守し、その際には経営判断の原則に基づき事前に議題に関する十分な情報が全役員に提供される体制をとるものとする。
- 6 当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- 当社の親会社及び子会社となる会社は存在しないが、今後企業集団として業務を行う必要が生じた場合には、企業集団としての企業行動指針を定め、企業理念の統一を保つこと等を行う。
- 7 監査等委員会の職務を補助すべき使用人を置くことに関する事項
- 監査等委員会の職務を補助すべき部署として監査等委員会事務局を設置する。設置にあたっては、監査等委員会の意見を聴取し、人事担当取締役その他の関係各方面の意見も十分に考慮して決定する。
- 8 監査等委員会の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項
- ① 監査等委員会の職務を補助すべき使用人の任命・異動については、監査等委員会の同意を必要とする。
- ② 監査等委員会付き使用人は、当社の業務執行にかかる役職を兼務せず監査等委員会の指揮命令下で職務を遂行しその評価については監査等委員の意見を聴取するものとする。
- 9 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に対する監査等委員の指示の実効性の確保に関する事項
- ① 監査等委員の職務を補助すべき使用人を置く場合、当該使用人への指揮権は、監査等委員に移譲されたものとし、取締役の指揮命令は受けないこととする。
- ② 監査等委員の職務を補助すべき使用人が、他部署の使用人を兼務する場合は、監査等委員に係る業務に優先して従事するものとする。

- 10 取締役及び使用人が監査等委員に報告をするための体制その他の監査等委員への報告に関する体制
- ① 取締役及び使用人は、監査等委員会の定めるところに従い、各監査等委員の要請に応じて必要な報告及び情報提供を行うこととする。
 - ② 前項の報告・情報提供としての主なものは、次のとおりとする。
 - ・ 当社の重要な会計方針、会計基準及びその変更
 - ・ 業績及び業績見込の発表内容、重要開示書類の内容
 - ・ 内部通報制度の運用及び通報の内容
 - ・ 社内申請書等監査等委員から要求された会議議事録等の内容
- 11 監査等委員への報告をした者が当該報告を理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制
- ① 監査等委員は、取締役会及びその他業務執行の重要な会議へ出席し、意見を述べるとともに、当社における重要事項や損害を及ぼす恐れのある事実等について、報告を受けることができる体制とする。
 - ② 取締役及び使用人は、当社に重大な損失を及ぼすおそれのある事項、違法または不正行為を認知した場合の他、会議の決定事項、重要な会計方針・会計基準及びその変更、内部監査の実施状況、その他必要な重要事項を、監査等委員に報告することとする。
 - ③ 上記の報告体制に関する実効性を確保するため、社内規程等に基づき、その当該体制を明確化し、取締役及び使用人に対して周知する。
 - ④ 当社は、内部通報制度を通じた通報を含め、監査等委員に報告したものに対し、当該通報・報告をしたことを理由として、解雇その他の不利な取扱いを行わないこととし、これを取締役及び使用人に周知徹底する。
- 12 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- 監査等委員がその職務の執行について生じる費用の前払又は償還等の請求をしたときは、当該監査等委員の職務の執行に必要なでないと認められた場合を除き、当該費用又は債務を処理する。
- 13 その他の監査等委員の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ① 監査等委員は内部監査室と監査計画を協議すると共に、内部監査室の監査結果並びに指摘及び提言事項等について協議を行う等密接な情報交換を行う。また、監査等委員は会計監査人とも密接な連携を行う。
 - ② 代表取締役社長と監査等委員は、定期的に会合を持ち、幅広く意見の交換を行う。

14 財務報告の基本方針

当社は、信頼性のある財務報告を重視し、開示を通じて、投資家が安心して投資し、資金の流れが円滑化され、経済が活性化されることに資することを財務報告の基本方針とする。

15 信頼性のある財務報告を行うための体制

- ① 経営者は信頼性のある財務報告の作成に必要なとされる能力の内容を定め、その内容を定期的に見直し、常に適切なものにしなければならない。
- ② 経営者は前項の能力を有する人材を確保・配置しなければならない。
- ③ 経営者は信頼性のある財務報告を行うため、財務報告に係る内部統制の役割を明確にしなければならない。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社の取締役会は、取締役7名で構成されており、その取締役会には取締役及び監査等委員が出席して、各業務執行取締役から業務執行状況の報告が行われるとともに、重要事項の審議・決議を行っております。

議場において社外取締役は、独立した立場から審議に加わり、意見を述べるとともに、経営の監視を行っております。

また、監査等委員は取締役会のほか、社内の重要な会議に出席するとともに、取締役から業務執行の状況について直接聴取を行い、業務執行の状況やコンプライアンスに関する問題点を日常業務レベルで監視する体制を整備しており、経営監視機能の強化及び向上を図っております。

(3) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社では、将来の事業発展と経営体質強化のために必要な内部留保を確保しつつ、株主の皆様に対して安定的かつ継続的に配当を実施することを基本方針としております。また配当性向は55%程度を基準とし、財政状態、利益水準などを総合的に勘案したうえで利益配当を行っております。

(注) 本事業報告中の記載金額・株数は、原則として、表示単位未満を切り捨てて表示しております。また、比率は、表示単位未満を四捨五入して表示しております。

貸借対照表

2022年3月31日現在

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	[4,780,394]	流 動 負 債	[750,275]
現金及び預金	1,935,404	買掛金	26,553
売掛金	1,212,091	未払金	108,436
契約資産	1,548,855	未払費用	113,333
仕掛品	8,149	未払法人税等	108,182
貯蔵品	1,200	未払消費税等	54,037
前払費用	67,778	契約負債	28,040
その他	6,914	預り金	31,445
固 定 資 産	[938,530]	賞与引当金	276,259
有形固定資産	(90,704)	プロジェクト損失引当金	3,986
建物	56,832	固 定 負 債	[684,922]
工具器具備品	33,871	長期未払金	198,092
無形固定資産	(8,724)	退職給付引当金	486,830
特許権	1,064	負 債 合 計	1,435,197
商標	854	純 資 産 の 部	
ソフトウェア	6,805	株 主 資 本	[4,270,479]
投資その他の資産	(839,101)	資本金	543,404
投資有価証券	220,000	資本剰余金	666,245
繰延税金資産	330,141	資本準備金	349,676
差入保証金	39,112	その他資本剰余金	316,569
敷金	154,431	利益剰余金	3,746,630
保険積立金	95,416	利益準備金	6,159
		その他利益剰余金	3,740,471
		別途積立金	300,000
		繰越利益剰余金	3,440,471
		自己株式	△685,801
		新株予約権	[13,248]
資 産 合 計	5,718,924	純 資 産 合 計	4,283,727
		負 債 純 資 産 合 計	5,718,924

招集通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

損 益 計 算 書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		
マネジメントサービス料収入	4,249,489	
完 成 工 事 高	6,435	
そ の 他 売 上 高	4,348	4,260,273
売 上 原 価		
マネジメントサービス料原価	1,969,490	
完 成 工 事 原 価	5,240	
そ の 他 売 上 原 価	4,045	1,978,776
売 上 総 利 益		2,281,496
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		1,416,105
営 業 利 益		865,391
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	3	
未 払 配 当 金 除 斥 益	589	
新 株 予 約 権 戻 入 益	873	
受 取 事 務 手 数 料	605	
そ の 他	150	2,222
営 業 外 費 用		
固 定 資 産 除 却 損	2,046	2,046
経 常 利 益		865,567
税 引 前 当 期 純 利 益		865,567
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	239,634	
法 人 税 等 調 整 額	19,661	259,296
当 期 純 利 益		606,270

株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本						
	資本金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金		
		資本 準備金	その他 資本 剰余金	資本 剰余金 合計	利益 準備金	その他利益剰余金	
					別途 積立金	繰越利益 剰余金	
当 期 首 残 高	543,404	349,676	303,788	653,464	6,159	300,000	3,143,964
当 期 変 動 額							
新株予約権の行使			3,052	3,052			
剰余金の配当							△309,763
当 期 純 利 益							606,270
自己株式の処分			9,728	9,728			
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)							
当 期 変 動 額 合 計	-	-	12,780	12,780	-	-	296,506
当 期 末 残 高	543,404	349,676	316,569	666,245	6,159	300,000	3,440,471

	株 主 資 本			新株予約権	純資産合計
	利益剰余金	自己株式	株主資本 合計		
	利益剰余金 合計				
当 期 首 残 高	3,450,123	△739,935	3,907,058	59,617	3,966,675
当 期 変 動 額					
新株予約権の行使		42,536	45,589		45,589
剰余金の配当	△309,763		△309,763		△309,763
当 期 純 利 益	606,270		606,270		606,270
自己株式の処分		11,596	21,324		21,324
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)				△46,369	△46,369
当 期 変 動 額 合 計	296,506	54,133	363,420	△46,369	317,051
当 期 末 残 高	3,746,630	△685,801	4,270,479	13,248	4,283,727

招集通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1-1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券……償却原価法（定額法）

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの… 時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、
売却原価は、移動平均法により算定）

市場価格のない株式等…………… 移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

仕掛品……………個別法による原価法

1-2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産……………定率法

定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、耐用年数は以下のとおりであります。

建物 3～15年

工具器具備品 3～10年

(2) 無形固定資産……………定額法

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

1-3. 引当金の計上基準

(1) 賞与引当金……………従業員に対して支給する賞与に充てるため、賞与の支給見込額のうち、当期負担額を計上しております。

(2) 退職給付引当金……………従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(3) プロジェクト損失引当金…受注したプロジェクトに係る将来の損失に備えるため、損失発生の可能性が高く、かつ、その損失見込額を合理的に見積ることができるプロジェクトについて損失見込額を計上しております。

1-4. 収益及び費用の計上基準

顧客とは主にCM（コンストラクション・マネジメント）業務契約を締結しております。

受注したCM業務契約のプロジェクトに関して、財又はサービスに対する支配が顧客に一定の期間にわたり移転する場合には、財又はサービスを顧客に移転する履行義務を充足するにつれて、当該一定の期間にわたり収益を認識しております。この履行義務の充足に係る進捗度の見積りは、決算日までの発生原価が見積原価総額に占める割合（インプット法）に基づいて測定しております。

なお、履行義務が一定期間にわたり充足されるものでない場合には一時点で充足される履行義務として、また、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い契約については代替的な取扱いを適用し、完全に履行義務を充足した時点（プロジェクト完了時）で収益を認識しております。

2. 会計上の見積りに関する注記

(1) 新型コロナウイルス感染症の影響

当社は、新型コロナウイルス感染症下において当事業年度末時点で進行中のプロジェクトについてはほぼ平常通り稼働しております。新型コロナウイルス感染症に関する影響については、今後の受注案件の減少の可能性やプロジェクトの中断・中止等のリスクを踏まえて、通常よりも慎重な会計上の見積りを行っていますが、影響は軽微であります。

(2) 当事業年度の計算書類に計上した重要な項目

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

① 繰延税金資産の回収可能性

・当事業年度計上額 330,141千円

② 進捗度（インプット法）に基づく売上高

・当事業年度計上額 1,476,365千円

3. 会計方針の変更に関する注記

（「収益認識に関する会計基準」等の適用）

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

従来は、受注したCM（コンストラクション・マネジメント）業務契約のプロジェクトに関して、期間がごく短いプロジェクトを除き、進捗部分について成果の確実性が認められるプロジェクトには工事進行基準を、それ以外のプロジェクトには工事完成基準を適用しておりました。これを当事業年度より、一定の期間にわたり充足される履行義務は、期間がごく短いプロジェクトを除き、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき収益を一定の期間にわたり認識し、履行義務が一定の期間にわたり充足されるものでない場合には一時点で充足される履行義務として、また、期間がごく短いプロジェクトについては、完全に履行義務を充足した時点（プロジェクト完了時）で収益を認識する方法に変更しております。なお、この履行義務の充足に係る進捗度の見積り方法は、見積総原価に対する発生原価の割合（インプット法）で測定しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っておりますが、利益剰余金の当期首残高に与える影響はありません。

また、前事業年度の貸借対照表において、「流動資産」に表示していた「完成工事未収入金」の一部は「契約資産」に、「流動負債」に表示していた「未成工事受入金」は「契約負債」に、それぞれ当事業年度より表示しております。

なお、当事業年度の損益に与える影響はありません。

（「時価の算定に関する会計基準」等の適用）

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44－2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。なお、当事業年度の計算書類に与える影響はありません。

4. 表示方法の変更

当社が顧客に提供しているサービスの認知度向上等により、当社が顧客と締結している主たる契約形態がピュアCM方式へ変わった事実等を踏まえ、2020年10月1日に当社の所属業種が建設業からサービス業へ変更されました。これを受けて、より実態に合った表示科目とするため、前事業年度まで「流動資産」に表示していた「完成工事未収入金」（前期3,084,692千円、当期2,759,047千円）の一部（前期1,168,771千円、当期1,210,191千円）及び「売掛金」（前期34千円、当期1,899千円）は合算して「売掛金」（前期1,168,805千円、当期1,212,091千円）に、「未成工事支出金」（前期7,482千円、当期8,149千円）は「仕掛品」（前期7,482千円、当期8,149千円）に、「流動負債」に表示していた「工事未払金」（前期37,740千円、当期26,553千円）及び「買掛金」（前期29千円、当期-千円）は合算して「買掛金」（前期37,769千円、当期26,553千円）に、「工事損失引当金」（前期-千円、当期3,986千円）は「プロジェクト損失引当金」（前期-千円、当期3,986千円）に、それぞれ表示方法を変更しております。

5. 追加情報に関する注記

(株式給付信託 (J-ESOP) の導入)

当社は、2021年2月5日開催の取締役会決議に基づいて、株価及び業績向上への従業員の意欲や士気を高めることを目的としたインセンティブプランとして、株式給付信託 (J-ESOP) を導入いたしました。

① 取引の概要

本制度は、予め当社が定めた株式給付規程に基づき、一定の要件を満たした当社の従業員に対し当社株式及び当社株式を時価で換算した金額相当の金銭を給付する仕組みです。

当社は、従業員に対し当社の業績等に応じてポイントを付与し、一定の条件により受給権を取得したときに当該付与ポイントに相当する当社株式等を給付します。従業員に対し給付する株式については、予め信託設定した金銭により将来分も含め取得し、信託財産として分別管理するものとします。

本制度の導入により、当社従業員の株価及び業績向上への関心が更に高まり、これまで以上に意欲的に業務に取り組むことに寄与することが期待されます。

② 信託に残存する自社の株式

信託に残存する株式を、信託における帳簿価額により、純資産の部に自己株式として計上しております。当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、当事業年度末349,920千円、540,000株であります。

6. 貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額 196,231千円

7. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当事業年度末における発行済株式の種類及び株式数

普通株式 12,775,900株

(2) 当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式 1,281,903株

(注) 信託が保有する自社の株式540,000株を含めております。

(3) 配当に関する事項

① 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2021年5月14日 取締役会	普通株式	309,776	26.0	2021年3月31日	2021年6月8日

(注) 配当金の総額には、信託が保有する自社の株式に対する配当金14,040千円が含まれております。

② 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2022年5月20日 取締役会	普通株式	利益剰余金	336,951	28.0	2022年 3月31日	2022年 6月7日

(注) 配当金の総額には、信託が保有する自社の株式に対する配当金15,120千円が含まれております。

(4) 新株予約権に関する事項

当事業年度末における新株予約権の目的となる株式の数

新株予約権の内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)
2016年度新株予約権 (Aタイプ)	普通株式	69,000
合計		69,000

8. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因は、賞与引当金、退職給付引当金、長期未払金の否認等でありま
す。

9. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社は、資金運用については預金及び安全性の高い有価証券等に限定し、自己資金により資金
を調達しております。売上債権に係る顧客の信用リスクは、与信管理規程に沿ってリスク低減を
図っております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2022年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りで
あります。なお、現金は注記を省略しており、預金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に
近似することから、注記を省略しております。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額(※)	時 価(※)	差 額
(1) 売掛金	1,212,091	1,212,091	—
(2) 契約資産	1,548,855	1,548,855	—
(3) 投資有価証券	220,000	219,592	△407
(4) 買掛金	(26,553)	(26,553)	—
(5) 未払金	(108,436)	(108,436)	—

(※) 負債に計上されているものについては () で示しております。

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

投資有価証券

当社が保有している債券は、市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル2の時価に分類しております。

売掛金及び契約資産

これらの時価は、一定の期間ごとに区分した債権ごとに、債権額と満期までの期間及び信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

買掛金及び未払金

これらの時価は、一定の期間ごとに区分した債務ごとに、その将来キャッシュ・フローと、返済期日までの期間及び信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

10. 収益認識に関する注記

(1) 収益の分解

当社は、オフィス事業、CM事業、CREM事業及びDX支援事業を営んでおり、各事業の主な財又はサービスの種類は、主にマネジメントサービス料収入であります。

各事業の売上高は、オフィス事業933,850千円、CM事業2,460,120千円、CREM事業731,862千円及びDX支援事業134,439千円であります。

(2) 収益を理解するための基礎となる情報

「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「収益及び費用の計上基準」に記載の通りであります。

(3) 当事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

当事業年度末における残存履行義務に配分された取引価格の総額は、2,036,254千円であり、当社は、当該残存履行義務について、履行義務の充足につれて1年から4年の間で収益を認識することを見込んでおります。

11. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	371円54銭
1株当たり当期純利益	52円99銭

(注) 1株当たり情報の算定上、控除する自己株式に信託が保有する自社の株式(期末540,000株、期中平均540,000株)を含めております。

独立監査人の監査報告書

2022年5月18日

明豊ファシリティワークス株式会社
取締役会 御中

監査法人日本橋事務所

東京都中央区

指 定 社 員
業務執行社員 公認会計士 遠藤 洋一

指 定 社 員
業務執行社員 公認会計士 工藤 和則

指 定 社 員
業務執行社員 公認会計士 千保 有之

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、明豊ファシリティワークス株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第42期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第42期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人監査法人日本橋事務所の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月20日

明豊ファシリティワークス株式会社 監査等委員会

監査等委員 志賀 徹也
監査等委員 小須田 明子
監査等委員 土屋 純

(注) 監査等委員 志賀徹也、小須田明子及び土屋純は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

(1) 変更案第14条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。

(2) 変更案第14条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。

(3) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第14条）は不要となるため、これを削除するものであります。

(4) 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

招集し通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

現行定款	変更案
<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第14条 当社は、株主総会の招集に際して、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示すべき事項に係る情報を法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>< 新設 ></p>	<p>< 削除 ></p> <p>(電子提供措置等)</p> <p>第14条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p>2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p>

現行定款	変更案
<p>< 新 設 ></p>	<p>(附則)</p> <p>1. 定款第14条の変更は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日（以下「施行日」という。）から効力を生ずるものとする。</p> <p>2. 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第14条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。</p> <p>3. 本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>

招集し通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）全員（4名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者の選任にあたりましては、代表取締役が選考し、指名報酬委員会、監査等委員会により各候補に関して業務執行状況および業務等を評価の上、取締役候補者として適任であるとの合意を得て取締役会において決定しております。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	候補者の 有する 当社の株式数
1	サカタ アキラ 坂田 明 (1942年7月30日生)	1980年9月 当社設立 代表取締役社長 1987年3月 当社代表取締役社長 退任 1988年3月 当社代表取締役社長 就任 2006年6月 当社代表取締役会長 2007年6月 当社取締役会長 2009年3月 当社代表取締役会長 2009年4月 当社代表取締役社長兼会長 2012年6月 当社代表取締役社長 2017年4月 当社代表取締役会長（現任）	334,700株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	候補者の有する 当社の株式数
2	オオスキ ヨシ 大貫 美 (1964年6月12日生)	<p>1997年7月 当社入社</p> <p>2003年6月 当社執行役員マーケティング部長</p> <p>2003年10月 当社取締役マーケティング部長兼執行役員</p> <p>2006年6月 当社常務取締役マーケティング部長</p> <p>2010年4月 当社常務取締役営業本部長</p> <p>2011年2月 当社常務取締役営業本部長兼安全衛生推進本部長</p> <p>2011年4月 当社常務取締役マーケティング本部長兼安全衛生推進本部長兼デザイン部長</p> <p>2014年4月 当社代表取締役専務マーケティング本部長兼安全衛生推進本部長兼デザイン部長</p> <p>2016年4月 当社代表取締役専務マーケティング本部長兼安全衛生推進本部長兼デザイン部長兼PM本部長</p> <p>2017年4月 当社代表取締役社長</p> <p>2021年4月 当社代表取締役社長兼CM事業創造本部長兼PM本部長兼ナレッジセンター長（現任）</p>	149,600株
3	オオシマ カズオ 大島 和男 (1966年12月18日生)	<p>2000年12月 当社入社</p> <p>2003年6月 当社執行役員経営企画部長</p> <p>2004年6月 当社取締役経営企画部長兼執行役員</p> <p>2009年4月 当社取締役経営企画本部長兼執行役員</p> <p>2009年10月 当社常務取締役経営企画本部長兼執行役員</p> <p>2013年1月 当社常務取締役管理本部長兼執行役員</p> <p>2014年4月 当社常務取締役社長室長兼管理本部長兼執行役員</p> <p>2017年3月 当社常務取締役兼経営企画本部長兼執行役員（現任）</p>	135,400株

招集通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	候補者の有する 当社の株式数
4	ムラカミ フジオ 村上 富士男 (1967年12月20日生)	2012年 7月 当社入社 2017年 4月 当社技師長兼執行役員 2021年 4月 当社技師長兼生産技術部長兼執行役員 2021年 6月 当社取締役兼技師長兼生産技術部長兼執行役員(現任)	6,300株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 上記取締役候補者の有する当社の株式数は、2022年3月31日現在のものです。
3. 取締役候補者の選任理由は、以下のとおりであります。
- (1)坂田明氏は、企業経営等の豊富な経験や実績、幅広い知識と見識を有しており、1980年に当社を設立し、2017年に代表取締役会長として、当社のブランド力向上を担っております。また取締役会の構成員として、特に当社のリスクマネジメント向上に資していることから、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。
- (2)大貫美氏は、当社事業の豊富な経験や実績、幅広い知識と見識を有し、2017年から代表取締役社長として、強いリーダーシップで当社の経営を担っております。取締役会の構成員として、取締役会の意思決定機能の更なる強化が期待されるため、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。
- (3)大島和男氏は、経営企画、管理をはじめとした当社事業の豊富な経験や実績、幅広い知識と見識を有し、2004年から取締役会の構成員として、経営上の重要な事項の決定および業務執行に対する監督等について適切に実行しております。円滑な事業運営、当社サービスの品質向上やリスク低減、コーポレート・ガバナンスの更なる向上が期待されるため、取締役会の構成員として引き続き取締役として選任をお願いするものであります。
- (4)村上富士男氏は、建築技術、マーケティング、プロジェクト・マネジメントをはじめとした当社事業の豊富な経験や実績、幅広い知識と見識を有し、円滑な事業運営、当社サービスの品質向上やリスク低減、コーポレート・ガバナンスの更なる向上が期待されるため、取締役会の構成員として、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。
- (5)当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。2022年6月に同契約を更新する予定です。当該保険契約により、被保険者が負担することになる第三者訴訟、株主代表訴訟及び会社訴訟において発生する争訟費用及び損害賠償金を填補することとしており、当該保険契約の保険料は全額当社が負担しております。取締役候補者についてはすでに当該保険契約の被保険者となっており、再任が承認された場合、引き続き被保険者となります。

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役全員（3名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、指名報酬委員会、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	候補者の有する 当社の株式数
1	シガテツヤ 志賀徹也 (1947年4月22日生)	1970年4月 日本電子(株)入社 1975年6月 日本電子(株)退社 1975年7月 日本デジタル・イクイップメント・コーポレーション入社 1995年4月 日本デジタル・イクイップメント・コーポレーション退社 1995年4月 アップルコンピュータ・ジャパン株式会社代表取締役社長 1997年4月 アップルコンピュータ・ジャパン株式会社退社 1997年6月 オートデスク・ジャパン代表取締役社長 2007年2月 オートデスク・ジャパン退社 2007年6月 日本B E Aシステムズ(株)代表取締役社長 2008年6月 日本B E Aシステムズ(株)退社 2008年7月 日本オラクル(株)副社長執行役員 2012年8月 日本オラクル(株)退社 2013年1月 N Cデザイン&コンサルティング(株)顧問（現任） 一般社団法人CRM協議会顧問（現任） (株)コーチ・エィ顧問（現任） 2016年6月 当社社外取締役（監査等委員）就任（現任） 2017年7月 クオリティソフト(株) 社外取締役 2018年2月 (株)S I G 社外取締役 2018年3月 P T Cジャパン(株) 顧問（現任） 2021年6月 クオリティソフト(株) 社外取締役退任 2021年6月 (株)S I G 社外取締役退任	一株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	候補者の 有する 当社の株式数
2	コスダ アキコ 小須田 明子 (1946年7月9日生)	1969年 6月 英国航空（現British Airways Plc）日本支社 入社 1982年 4月 同社 営業部長 1992年 4月 同社 人事部長 1999年 9月 英国航空（現British Airways Plc）日本支社 退社 1999年10月 損保ジャパン日本興亜DC証券(株) 入社 総務部次長 2001年 6月 損保ジャパン日本興亜DC証券(株) 退社 2001年 7月 ピーシーエー生命保険(株)入社 執行役員 人事総務担当 2004年 3月 ピーシーエー生命保険(株)退社 2004年 4月 MCIワールドコム日本支社 入社 人事総務部長 2005年 1月 MCIワールドコム日本支社 退社 2005年 2月 日本マクドナルド(株) 入社 人事・研修・組織開発本部 部長 2009年 3月 日本マクドナルド(株) 退社 2009年 4月 DHR International Inc.入社 上級ヴァイス・プレジデント 2013年10月 DHR International Inc.退社 2013年11月 在日カナダ商工会議所 名誉顧問（現任） 2016年 6月 当社社外取締役（監査等委員） 就任（現任）	一株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	候補者の有する 当社の株式数
3	ツチャ ジュン 土屋 純 (1950年10月9日生)	1974年4月 三菱商事(株) 入社 2000年11月 三菱商事(株) 退社 2000年12月 日本エマソン(株) 入社 2006年11月 同社 代表取締役 2015年9月 同社 シニアアドバイザー 2016年9月 日本エマソン(株) 退社 2017年2月 ビデオジェット・エックスライト(株) 入社 シニアアドバイザー 2018年7月 ビデオジェット・エックスライト(株) 退社 2018年3月 (株)Indigo Blue 入社 シニアパートナー (現任) 2020年6月 当社社外取締役 (監査等委員) 就任 (現任)	一株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 各候補者は社外取締役候補者であります。
3. 志賀徹也氏は、企業経営等の豊富な経験や実績、幅広い知識と見識を有しており、経営判断・意思決定の過程で、その経験と見識に基づいた助言・提言をいただくとともに、独立した立場からさらなるガバナンスの維持・強化に貢献していただくため、当社の取締役会の的確な運営に大きく寄与するものと期待されることから、当社の社外取締役にふさわしいと判断し、社外取締役としての選任をお願いするものであります。
4. 小須田明子氏は、企業経営等の豊富な経験や実績、幅広い知識と見識を有しており、経営判断・意思決定の過程で、その経験と見識に基づいた助言・提言をいただくとともに、独立した立場からさらなるガバナンスの維持・強化に貢献していただくため、当社の取締役会の的確な運営に大きく寄与するものと期待されることから、当社の社外取締役にふさわしいと判断し、社外取締役としての選任をお願いするものであります。
5. 土屋純氏は、企業経営等の豊富な経験や実績、幅広い知識と見識を有しており、経営判断・意思決定の過程で、その経験と見識に基づいた助言・提言をいただくとともに、独立した立場からさらなるガバナンスの維持・強化に貢献していただくため、当社の取締役会の的確な運営に大きく寄与するものと期待されることから、当社の社外取締役にふさわしいと判断し、社外取締役としての選任をお願いするものであります。
6. 志賀徹也氏・小須田明子氏の当社監査等委員である社外取締役在任期間は、本総会終結の時をもって6年であり、土屋純氏は2年であります。

7. 当社は、会社法第427条第1項の規定に基づく責任限定契約を社外取締役候補者の間で締結しております。社外取締役候補者についてはすでに当該保険契約の被保険者となっており、再任が承認された場合、引き続き被保険者となります。なお、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額であります。
8. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、2022年6月に同契約を更新する予定であります。当該保険契約により、被保険者が負担することになる第三者訴訟、株主代表訴訟及び会社訴訟において発生する争訟費用及び損害賠償金を填補することとしており、当該保険契約の保険料は全額当社が負担しております。社外取締役候補者についてはすでに当該保険契約の被保険者となっており、再任が承認された場合、引き続き被保険者となります。
9. 各候補者は、2021年11月に指名報酬委員会の委員に就任し、役員候補者や役員報酬等の決定につき、客観的・中立的な立場で必要かつ適切な助言を行うことにより、経営機能の強化に貢献しております。
10. 当社は、志賀徹也氏・小須田明子氏・土屋純氏を株式会社東京証券取引所に独立役員（社外取締役）として届け出ております。

第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

また、本選任の効力につきましては、その就任前に限り、監査等委員会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものいたします。

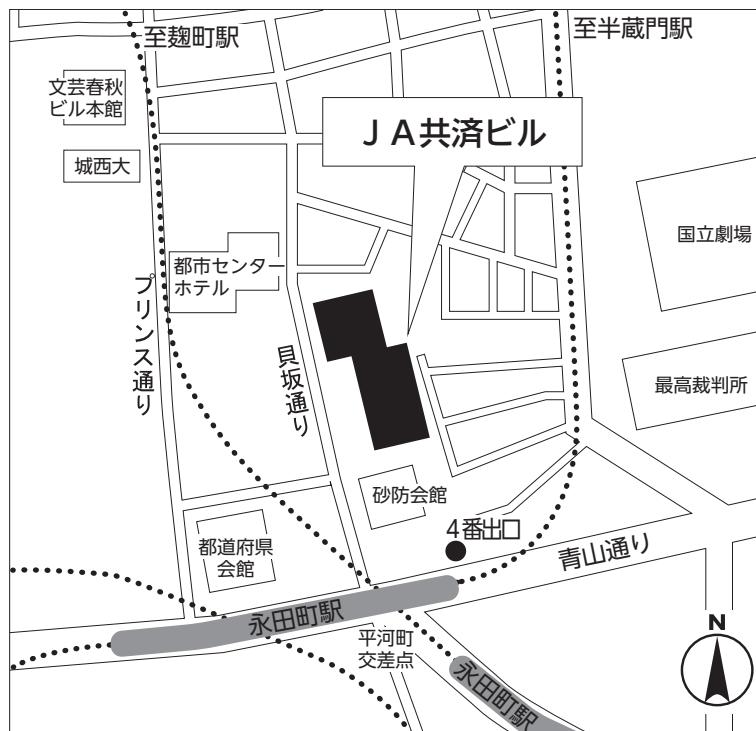
氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	候補者の有する 当社の株式数
マツムラ コウイチ 松村 孝一 (1938年11月28日生)	1962年4月 栗田工業(株) 入社 1990年11月 栗田工業(株) 退社 1990年12月 明豊(株) (現当社) 入社 取締役 2000年8月 当社 専務取締役 2002年6月 当社 顧問 2004年3月 当社 顧問契約満了 2013年5月 NPO法人緑サポート八王子 理事 2019年5月 NPO法人緑サポート八王子 副理事長 (現任)	155,000株

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 松村孝一氏は、補欠の社外取締役候補者であります。
3. 松村孝一氏は、企業経営等の豊富な経験や実績、幅広い知識と見識を有しており、経営判断・意思決定の過程で、その経験と見識に基づいた助言・提言をいただくとともに、独立した立場からさらなるガバナンスの維持・強化に貢献していただくため、当社の取締役会の的確な運営に大きく寄与するものと期待されることから、当社の社外取締役にふさわしいと判断し、補欠の監査等委員である社外取締役候補者として選任をお願いするものであります。
4. 松村孝一氏が監査等委員である取締役に就任した際は、会社法第427条第1項の規定に基づき、責任限定契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額と致します。
5. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、2022年6月に同契約を更新する予定であります。当該保険契約により、被保険者が負担することになる第三者訴訟、株主代表訴訟及び会社訴訟において発生する争訟費用及び損害賠償金を填補することとしており、当該保険契約の保険料は全額当社が負担しております。補欠の社外取締役候補者松村孝一氏が取締役に就任した場合、同氏も被保険者となります。

6. 当社は補欠の社外取締役候補者松村孝一氏が取締役就任した場合には、同氏を、株式会社東京証券取引所に対し、独立役員として届け出る予定であります。
7. 松村孝一氏は、過去、当社の役員でありました。

以 上

株主総会会場ご案内図



【会 場】

〒102-0093 東京都千代田区平河町二丁目7番9号
J A共済ビル 1F カンファレンスホール
TEL : 03-3265-8716 (代)
FAX : 03-3265-8719
ホームページ : <https://www.jankb.co.jp/>

【最寄駅交通案内】

東京メトロ有楽町線、半蔵門線、南北線「永田町駅」4番出口 徒歩2分
施設内に有料駐車場（地下1階）はありますが、台数・営業時間等に制限がございますので、できるだけ公共機関をご利用ください。
なお、駐輪場はございません。

施設にご入場の際には、お手数ですが本招集ご通知または同封しました議決権行使書用紙をご提示ください。